



鳥取県公報

平成 28 年 10 月 7 日 (金)
第 8 8 4 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (612) (福祉監査指導課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (613) (農地・水保全課) 2
	公の施設の指定管理者の代表者変更 (614) (森林づくり推進課) 2
	測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等 (615) (県土総務課) 3
	土地収用法による事業の認定 (616) (〃) 5
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (617) (会計指導課) 7
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (住まいまちづくり課) 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 7

告 示

鳥取県告示第612号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者、介護予防事業者及び居宅介護支援事業者の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所、介護予防事業所及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
有限会社ポエム	鳥取市美萩野一丁目70	デイサービスセンターもみじ庵	鳥取市美萩野一丁目70	地域密着型通所介護	平成28年7月11日
〃	〃	デイサービスセンター大覚寺もみじ庵	鳥取市大覚寺187-36	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
有限会社ポエム	鳥取市美萩野一丁目70	デイサービスセンターもみじ庵	鳥取市美萩野一丁目70	介護予防通所介護	平成28年7月11日
〃	〃	デイサービスセンター大覚寺もみじ庵	鳥取市大覚寺187-36	〃	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
有限会社ポエム	鳥取市美萩野一丁目70	ケアプランセンターもみじ庵	鳥取市美萩野一丁目70	平成28年7月11日

鳥取県告示第613号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を平成28年10月3日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第614号

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者から代表者を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定

により次のとおり公告する。

平成28年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

公の施設の名称	指定管理者の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
鳥取県立とっとり出合いの森	株式会社 谷尾樹楽園	代表者	代表取締役 谷尾 喜次	代表取締役 谷尾 壽嗣	平成28年9月1日

鳥取県告示第615号

平成29年度及び平成30年度において県が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成28年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「業種区分」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる期間に、業種区分に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。
 - ア 2の(2)のアからウまでに係る受付（以下「第1期受付」という。）については、平成27年4月1日から入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）までの期間
 - イ 2の(2)のエ及びオに係る受付（以下「第2期受付」という。）については、平成28年4月1日から申請日までの期間
- (3) 国税又は地方税（地方消費税及び鳥取県の県税に限る。以下同じ。）に未納税額がないこと。
- (4) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員等（役員、支配人及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている法人若しくは個人でないこと。
- (6) 次に掲げる登録を受けていること。
 - ア 業種区分のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録
 - イ 業種区分のうち建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録

2 申請手続

(1) 提出書類

入札参加資格の付与を受けようとする者は、次に掲げる書類（各種証明書及び住民票は、申請日前3月以内に発行されたものに限る。）を提出すること。

- ア 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 総括表（様式第2号）
- ウ 登録営業所一覧表（様式第3号）
- エ 測量等業務実績調査書（様式第4号）並びに測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に係る登録内容確認書の写し、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に係る業務カルテ受領書の写し又は当該調査書に記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務が完了したことを証する書類

- オ 役員等名簿（様式第 5 号）
- カ 次の営業年度の貸借対照表及び損益計算書
- （ア） 第 1 期受付については、平成 28 年 10 月 1 日の属する営業年度の直前の営業年度
- （イ） 第 2 期受付については、平成 29 年 10 月 1 日の属する営業年度の直前の営業年度
- キ 商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書の写し（個人の場合は、住民票の写し）
- ク 1 の（6）の登録を受けている場合にあっては、その登録の証明書の写し
- ケ 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の登録を受けている場合にあっては、直近の建設コンサルタント現況報告書（同規程様式第 18 号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し
- コ 地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項の登録を受けている場合にあっては、直近の地質調査業者現況報告書（同規程様式第 18 号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し
- サ 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項の登録を受けている場合にあっては、直近の補償コンサルタント現況報告書（同規程別記様式第 16 号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し
- シ 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）
- ス 県内に主たる事務所又は主たる事務所以外の事務所を有する者にあっては、国税及び地方税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書（鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税及び個人県民税を除く。以下同じ。）に係る納税証明書については、鳥取県県土整備部県土総務課が鳥取県の各県税事務所に鳥取県の県税の納税状況を直接確認することを承諾する場合を除く。）
- （ア） 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式（以下「第 9 号書式」という。）その 3 の 3）並びに鳥取県の県税に係るもの
- （イ） 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第 9 号書式その 3 の 2）並びに鳥取県の県税に係るもの
- セ スに該当しない者にあっては、国税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書
- （ア） 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（第 9 号書式その 3 の 3）
- （イ） 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第 9 号書式その 3 の 2）
- ソ 様式第 1 号から様式第 5 号まで及び提出書類一覧表の電子データ（様式は、鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>）から入手し、作成したファイル（Excel 2010 形式に限る。）は、光ディスク（CD-R）で提出すること。）
- タ 様式第 1 号から様式第 3 号までの書類の記載事項に変更を生じた場合は、測量等業務入札参加資格審査申請書変更届（様式第 6 号）を（4）に掲げる場所に速やかに提出すること。
- （2） 提出期間
- 次に掲げる期間及び時間とする。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。
- なお、知事から鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年 5 月 1 日付第 200700191955 号県土整備部長通知）に基づく資格停止の措置等を受けている期間中であっても提出を妨げるものではない。
- ア 平成 29 年 4 月認定
- 平成 28 年 11 月 1 日（火）から同年 12 月 27 日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。
- イ 平成 29 年 7 月認定
- 平成 29 年 4 月 3 日（月）から同月 28 日（金）までの日（休日等を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。
- ウ 平成 29 年 10 月認定
- 平成 29 年 7 月 3 日（月）から同月 31 日（月）までの日（休日等を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

エ 平成30年4月認定

平成30年1月4日（木）から同月31日（水）までの日（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで。

オ 平成30年10月認定

平成30年7月2日（月）から同月31日（火）までの日（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

(4)の提出先に持参、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による場合は、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとする。

(4) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347）

(5) その他

この告示に記載されていない事項については、平成29年度及び平成30年度鳥取県測量等業務入札参加資格審査申請手続等説明書によるものとし、当該説明書は、鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>）から入手するものとする。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成28年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日から入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成31年3月31日（次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日）までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合 知事が当該事実を確認した日の前日

(2) 平成31年度及び平成32年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成31年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

6 その他

測量等業務に係る随意契約の相手方については、緊急を要する場合その他特別の事由がある場合を除き、この告示で定める入札参加資格を付与された者に対し、見積書の提出を依頼するものとする。

別 表

業種区分	業務区分	
測量業務		
建築関係建設コンサルタント業務	建築設計	
	設備設計	
	建築監理	建築監理（建築）
建築監理（電気・機械）		
土木関係建設コンサルタント業務		
地質調査業務		
補償関係コンサルタント業務		

鳥取県告示第616号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第

26条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年10月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

社会福祉法人 真誠会

2 事業の種類

小規模多機能型居宅介護事業所整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 米子市夜見町字新川三2393

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性

小規模多機能型居宅介護事業所整備事業（以下「本件事業」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 2 条第 3 項第 4 号に規定する第 2 種社会福祉事業であり、法第 3 条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第 1 号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第 2 号の要件への適合性

起業者は本件事業に必要な予算について、補助金及び借入金等により予算措置を講じており、また、現在ほかの福祉施設を運営している実績もあることから、法第20条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第 3 号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

米子市では、65歳以上の高齢者人口及び要介護認定者が今後も増加すると推計されている。「米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」第 6 期及び第 7 期において、小規模多機能型居宅サービスについて、新たに10事業所を平成32年までに整備することとしており、本件事業は米子市における小規模多機能型居宅介護施設の空白地域である弓ヶ浜中学校区内に整備されることとなっている。

本件事業の実施により、今まで弓ヶ浜中学校区外の施設に依頼していた要介護者の受け入れが可能となり、利用者にとって、環境の変化が少ない住み慣れた地域で介護サービスを利用することが可能となる。

また、地域交流スペースを活用し、介護予防、地域見守り隊、施設に隣接する弓ヶ浜小学校との交流など、地域づくりにも資すると考えられる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益を最小限のものとする事ができる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、利用者にとっての利便性、一定規模の敷地面積の確保、地域住民との交流及び経済性等の観点から 3 つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして起業地が選定されており、最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第 4 号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、要介護者が住み慣れた地域で必要なサービスを利用できる施設を整備するものである。現在、弓ヶ浜中学校区内には小規模多機能型居宅介護施設がなく、希望者の受入れができないため、区内の要介護者が住み慣れた地域でサービスを受けられない状況が生じている。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、本件事業の実施に必要なかつ合理的な範囲であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

米子市加茂町一丁目1

米子市役所 長寿社会課

鳥取県告示第617号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成28年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
394	鳥取銀行米子営業部	所在地	米子市東福原一丁目1-15	米子市東福原四丁目23-5	平成28年10月11日

公 告

平成28年鳥取県公報第8819号で公告した（仮称）S-m-a-r-t田園町店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成28年10月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年10月7日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

平成28年度第2回県立中央病院医療機器 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(4) 納入期限

平成29年2月14日(火)

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28年10月7日(金)から同年11月16日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成28年10月7日(金)から同年11月16日(水)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年10月21日(金)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271(内線2209)

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成28年10月7日(金)から同月28日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封すること。

ア 交付期間及び時間

平成28年10月7日(金)から同年10月28日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法

律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所又は郵送申込先

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年11月16日（水）午前10時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前9時までとする。）

イ 場所

鳥取市江津730

鳥取県立中央病院大会議室

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、1の（1）に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類（メーカー及び型番を明記すること。）及び2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に平成28年10月28日（金）午後5時までに提出しなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : medical equipments, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, 28 October, 2016

(3) Date and time for the submission of tenders : 10:00 AM, 16 November, 2016

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 9:00 AM, 16 November, 2016

(4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department,
Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2209